

## 伊勢原市職員の懲戒処分について

### 1 処分事案 1

- (1) 処分年月日 令和 8 年 6 月 2 6 日
- (2) 処分内容 停職 6 月
- (3) 処分者 伊勢原市長 萩原 鉄也
- (4) 被処分者に関する事項  
所属 土木部土木管理課  
職名 主査  
年齢 40 歳代

#### (5) 非違行為の概要

令和 6 年度、当時の所属である経済環境部農業振興課において、公印使用許可を取らずに契約書等に市長印を押印するなど不適正な文書の取扱いを行った。また、複数件の文書について、然るべき内部決裁を取らずに事務を執行するなど不適切な事務処理が行われた。

#### (6) 処分理由

地方公務員法第 29 条第 1 項各号並びに伊勢原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により、停職（6 月）とするものである。

### 2 処分事案 2

- (1) 処分年月日 令和 8 年 6 月 2 6 日
- (2) 処分内容 減給 10 分の 1 6 月
- (3) 処分者 伊勢原市教育委員会
- (4) 被処分者に関する事項  
所属 伊勢原市教育部学校教育課  
職名 主事  
年齢 20 歳代

#### (5) 非違行為の概要

体調不良により、令和 8 年 1 月 1 5 日（木）から 1 月 3 0 日（金）までの間 1 2 日間を出勤することができなかったが、年次休暇を使い切っている状況であり、診断書の提出もなかったことから療養休暇を取得することもできず、結果的に当該期間出勤できなかった全てが欠勤となった。

当該職員は令和 6 年 5 月にも 2 日と 4 時間 4 5 分の欠勤があった。

#### (6) 処分理由

地方公務員法第 29 条第 1 項各号並びに伊勢原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により、減給 10 分の 1（6 月）とするものである。

### 3 処分事案 3

- (1) 処分年月日 令和 8 年 6 月 2 6 日
- (2) 処分内容 停職 6 月
- (3) 処分者 伊勢原市消防本部消防長 瀬尾 篤

(4) 被処分者に関する事項

所 属 伊勢原市消防署警備第1課

職 名 消防副士長（再任用）

年 齢 60歳代

(5) 非違行為の概要

令和8年5月12日、東京都千代田区秋葉原駅付近の路上にて、所持していた小型カメラで女性を盗撮し、同日午後3時39分、東京都迷惑防止条例違反で警視庁現行犯逮捕された。

(6) 処分理由

地方公務員法第29条第1項各号並びに伊勢原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定により、停職（6月）とするものである。

なお、被処分者の申し出により同日（令和8年6月26日）付で退職。